

浜中町安心住まいる促進事業について

町では住宅の新築及び住宅リフォームを行う方に対し、一定の条件を満たした場合に助成金を交付しています。

●助成の対象となる方 (1つの住宅または町民1人につき1回限りとします。)

次の要件のいずれにも該当する方が対象です。

①交付申請日現在において、工事着手の21日前であること。

※既に工事着手している方は、助成できません。

②浜中町に住所を有している方または住所を有する予定である方のうち、満20歳以上の方。

③町内住宅の所有者(同居親族を含む)で、対象住宅に居住している方または居住する予定である方。

④暴力団員、暴力団の構成員でないこと。

⑤町内の建設業者と請負契約を締結した方。

⑥住宅所有者と同居親族全員が町税や各種使用料などを完納していること。

⑦交付申請を出した当該年度内(3月31日)に工事が完了できること。

⑧工事対象が、専用住宅及び併用住宅(住宅部分のみ)であること。

※賃貸住宅は、助成の対象となりません。

⑨過去に本事業による助成を受けたことがない方。

●助成対象工事

①住宅の新築工事または新築建売住宅の購入(床面積50㎡以上)

②次に掲げる住宅リフォーム

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| ・増築または改築工事 | ・基礎、土台、柱、筋交い等の補強工事 |
| ・間取りの変更等模様替えを行う工事 | ・給排水、衛生、換気、暖房、避難、防火、電気等の設備工事 |
| ・外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事 | ・台所、浴室、便所の改良または水洗化改造工事 |
| ・断熱、気密改修工事または遮音工事 | |

※次の場合は助成できません。

- ・後付照明器具、備置きコンロ、ストーブ、家具、家電、カーテン、ブラインド、じゅうたん等を設置購入する場合。
- ・車庫、物置等に係わる施工をする場合。
- ・外構に係わる舗装、融雪設備、散策路、庭、花壇等を施工する場合。

●受付

受付窓口 浜中町役場 建設課建築係

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日除く)



●助成金

助成金は、町内の店舗や事業所などで使える「浜中町ピリカ金券」で助成します。助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額となります。

【助成金額一覧表】

工事の種類	助成対象工事費	助成金額
①住宅の新築または 新築建売住宅の購入	500万円未満	助成対象外
	500万円以上	一律30万円を助成
②住宅リフォーム	10万円未満	助成対象外
	10万円以上 200万円未満	10%を助成
	200万円以上	一律20万円を助成
③水洗化改造工事 (単独工事の場合*)	10万円未満	助成対象外
	10万円以上 30万円未満	10%を助成
	30万円以上	一律3万円を助成

※住宅リフォームと併用して行う水洗化改造工事は、「②住宅リフォーム」の工事とみなします。

●交付申請に必要な書類等

1 助成金交付申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添付して窓口(建設課建築係)に提出してください。

【添付書類】

- ・誓約書兼同意書
- ・工事の見積書(町内の建設業者の押印があるもの)
- ・対象となる住宅の図面
- ・施工前の状況が分かる写真
- ・現住所を有する市区町村が発行する納税証明書
(住民税・国民健康保険税・軽自動車税・固定資産税)
- ・委任状(施工業者が代理申請する場合)
- ・その他必要とされるもの

2 助成金交付申請書は窓口(建設課建築係)でお受け取りになるか、町ホームページでダウンロードしてください。また、施工業者を代理人として申請手続を委任することもできます。

※助成金は予算が無くなり次第終了となります。

窓 口 浜中町安心住まいの促進事業
浜中町役場 建設課建築係
電話 0153-62-2343 (直通)
FAX 0153-62-2229
HP アドレス
<http://www.townhamanaka.jp/>